

2 区域変更する期日 平成14年11月6日

熊本県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年11月6日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年11月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡矢部町大字市原	40.0	緊道整
		同 所 同 字 1003番3地先から 1001番2地先まで		
"	益城菊陽線	上益城郡益城町大字惣領	296.0	"
		同 所 同 字 1673番 地先から 1666番 地先まで		

2 供用開始する期日 平成14年11月6日

熊本県告示第869号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年11月6日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年11月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本字宮下	418.0	緊道整
		同 所 大字柏字才原 1437番 地先から 1008番2地先まで		

2 供用開始する期日 平成14年11月6日

熊本県告示第870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年11月6日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年11月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大多尾 新合線	天草郡新和町大字碓石字日ノ迫	142.0	単道改
		同 所 字柏ノ木 945番1地先から 851番2地先まで		

2 供用開始する期日 平成14年11月6日